

決議案第 1 号

(和光市議会)

北朝鮮の度重なる核実験への抗議決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 19 日

和光市議会議長 菅原 満 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

## 北朝鮮の度重なる核実験への抗議決議

北朝鮮は、去る2月12日に国連安保理決議の順守について日本をはじめ国際社会が求めてきたにもかかわらず核実験を行ったと発表しました。これは、平成18年10月、平成21年5月に続いて3回目の核実験となるものです。しかも、昨年12月には、いわゆるミサイルの発射を行っています。

これは、北東アジアの平和のみならず世界的な平和に対する重大な脅威となること、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）を中心とする国際的な核兵器不拡散体制をも脅かすこととなります。しかも、唯一の被爆国であるわが国としては、断じて容認できるものではありません。

また、北朝鮮の核実験は、すべての核兵器や核計画の放棄を求めてきた国連安全保障理事会の北朝鮮に対する諸決議、日朝平壤宣言にも違反しているものです。

さらに、北朝鮮は、平成20年8月の合意に基づく拉致問題の解決に向けての調査を行っていないのが実情です。

よって、政府は、北朝鮮に対して拉致問題の早期解決、さらには、核兵器開発及びミサイル開発計画の放棄を行うよう、米国、韓国をはじめとする関係国や国連等と連携し、毅然とした外交を展開されるよう求めるものです。

以上、決議します。

平成25年3月19日

埼玉県和光市議会